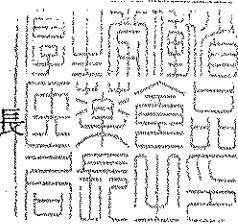


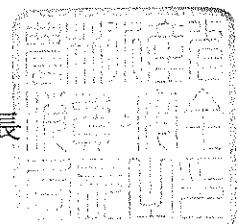
薬食発 0424 第4号  
27 消安第243号  
環水大土発第1504241号  
平成27年4月24日

国土交通省大臣官房長 殿

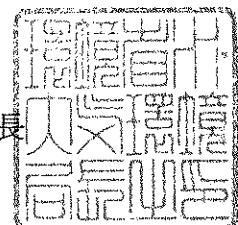
厚生労働省医薬食品局長



農林水産省消費・安全局長



環境省水・大気環境局長



### 平成27年度農薬危害防止運動の実施について

厚生労働省、農林水産省及び環境省では、関係省庁の御協力の下に、毎年、農薬危害防止運動を実施し、農薬の安全かつ適正な使用についての啓発等に努めてきたところです。

本年も間もなく本格的な農薬使用の時期を迎えることから、農薬の適正販売、安全かつ適正な使用及び保管管理並びに使用現場における周辺への配慮を徹底するため、別紙のとおり農薬危害防止運動実施要綱を策定し、これに基づいて、来る6月1日から3か月間を農薬危害防止運動期間として、全国的に本運動を実施することとしています。

つきましては、貴職におかれましても、本運動の趣旨に御賛同の上、御協力いただけますようお願いします。

特に、学校、保育所、病院、公園等の公共施設内の植物、街路樹及び住宅地に近接する場所において農薬が使用される場合には、散布した農薬の飛散による住民、子ども等の健康被害を防止するため、「住宅地等における農薬使用について」（平成25年4月26日付け25消安第175号・環水大土発第1304261号農林水産省消費・安全局長、環境省水・大気環境局長通知）に基づき農薬が適正に使用されるよう、施設管理担当者並びに関係部署及び関係団体に対しあらためて周知・指導をお願いします。